

ケアハウス 寿和苑

利 用 契 約 書

社会福祉法人 武芸会

利 用 契 約 書

社会福祉法人 武芸会が設立したケアハウス寿和苑（以下「施設」という。）の利用について、事業者である社会福祉法人 武芸会（以下「乙」という。）から入居を許可された
_____（以下「甲」という。）との間に、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるよう、この施設を利用させること、及び契約に定める各種サービスを提供することを約し、甲は、乙に信義を守り、誠実にこの契約を履行することを約する。

（施設の管理、運営）

第2条 乙は、必要な職員を配置して、入居者の日常生活に必要な諸業務を処理すると共に、建物及び付帯設備の維持管理を行う。

（遵守業務）

第3条 甲は、乙の提示する管理規定、入居者心得、及びその他の諸規定を遵守するものとする。

（各種サービス）

第4条 乙が甲に提供するサービスは、次の通りとする。

1. 食事
2. 各種生活相談と助言
3. 緊急時の対応
4. 希望により外部在宅福祉サービスの対応等
5. 居室の利用

（食事）

第5条 乙は、甲に対し1日3食、甲の健康に配慮した食事を食堂で提供する。

（生活相談、助言）

第6条 乙は、甲から要望があれば、常時各種の相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び関係機関への紹介等の助言を行う。

（緊急時の対応）

第7条 乙は、甲が急病若しくは、火災等緊急避難を要する場合に備えて、常に万全の管理体制がとれるように配慮するものとする。

但し、甲の責めに帰すべき理由により生じた事故については、乙はその責めを負わないものとする。

(生活援助等)

第8条 乙は、甲が入居後日常生活上の援助及び介護が必要な状態になった場合は、要介護認定の申請を行うと共に、介護サービスを受けることが出来るよう所要の措置をとるものとする。尚、この場合の費用は、甲の負担とする。

(レクリエーション)

第9条 乙は、甲の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じて助言を行うと共に、甲が自主的に趣味、教養、娯楽等のレクリエーションを実施する場合は、その適正と思われる行事に協力し便宜を提供するものとする。

(外出及び外泊等)

第10条 甲は、外出及び外泊等をしようとする場合には、乙に行き先及び出発、帰苑の日時を届けるものとする。

(利用料)

第11条 利用料の額について、乙は、岐阜県の定める基準に従って、サービスの提供に要する費用、生活費、居住に要する費用を合算した額を別途個人別に算定して、甲に通知する。

但し、前項のほか、特別なサービスに要する費用は、その都度甲が負担する。

(利用料の納入)

第12条 甲は、前条の利用料を受けた場合は、当月分として毎月23日（土、日、祝日の場合は、翌営業日）までに、甲が乙に届け出た預金口座に利用料を入金し、乙は甲の口座振替にて利用料を受け取るものとする。

(身元引受人)

- 第13条
1. 甲は、入居時に身元引受人を立てるものとする。
 2. 身元引受人は、甲の債務不履行があった場合は、この契約から生ずる一切の金銭債務について連帯して履行の責任を負うと共に、必要な時は、甲の身柄を引き取る責任を負うものとする。
 3. 身元引受人の住所又は氏名を変更した場合、及び身元引受人が死亡等で変更する場合は、その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

(造作、模様替え等の制限)

- 第14条
1. 甲は、その居室に造作、模様替えをする場合は、乙に対し、あらかじめ書面により、その内容を届け出て、乙の承認を得なければならない。
 2. 甲は、その居室以外については、造作、模様替え等をしてはならない。

(居室内の補修)

第15条 1. 甲は、居室内の補修、改修を行う場合は、その費用を負担する。

2. 乙は、前項の補修、改修ができる部分の細目については、あらかじめ甲に通知するものとする。

(原状回復の義務)

第16条 1. 甲は、目的施設及びその備品について、甲の責に基づき汚損、破壊もしくは焼失又は、乙に無断でその居室の原状を変更した場合は、直ちに自己の費用により原状に回復し、乙が定める代価を支払わなければならない。

2. 契約を解除又は終了した場合において、甲が居室を乙に引き渡す時、修理もしくは取替えを要する場合には、費用は、甲が負担しなければならない。

3. 契約を解除又は終了した場合において、甲が居室を乙に引き渡す時、畳の表替え、ふすま及び障子の貼り替え、居室清掃及び消毒費は、甲が負担しなければならない。

(賠償責任)

第17条 天災、事故その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、甲が受けた損害、火災について、乙は一切の賠償責任を負わない。但し、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(長期不在)

第18条 甲が、その居室に1ヶ月以上不在となる場合には、甲は、乙に対しあらかじめその旨を届けると共に、各種費用の支払い、居室の保全連絡等について、乙と協議するものとする。

(立入り)

第19条 乙は、居室の保全、衛生、防犯、防火、その他の管理上の必要があると認められる場合、甲の承認を得ることなく、居室に立入る事ができる。

(契約の解除)

第20条 1. 乙は、甲が各号に該当した場合は、1ヶ月の予告期間を置いて、この契約を解除することができる。

(1) 入居の資格要件を欠くに至った場合

(2) 他の入居者の生活、又は健康に重大な影響をおよぼす恐れがある場合

(3) 乙の許可なく外来者を自己の居室に宿泊させた場合

(4) 不正の手段によって入居した場合、及び提出書類等で虚偽の申告した場合

(5) その他、この契約の条項に違反した場合、及び入居者心得に違反し、乙の指示又は指導に従わない場合

(6) 甲が正当な理由なく、利用料その他甲が乙に対し支払うべき費用を3ヶ月以上滞納した場合

2. 甲は、この契約を解除しようとするときは、1ヶ月以上の予告期間を持って、乙の定める契約解除届を乙に提出するものとする。

3. 甲が病気療養等で3ヶ月以上居室を不在とする場合は、甲乙協議してこの契約を解除することが出来る。

但し、乙は甲に対して乙が運営する施設の利用等の案内をするものとする。

(居住に要する費用)

第21条 月割管理費は、別途第11条に規定する金額を、合算して支払うものとする。

(補足)

第22条 この契約書の定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議し誠意をもって処理する。

以上の通り、甲、乙、身元引受人は記名捺印の上、契約しその証として、甲、乙は、本書を1通ずつ保有する。

平成 年 月 日

(甲) 入居者

住 所

氏 名

Ⓜ

身元引受人

住 所

氏 名

Ⓜ

(乙) 事業者

住 所

岐阜県関市武芸川町跡部1555番地1

氏 名

社会福祉法人 武芸会
ケアハウス 寿和苑
理事長 河内美文

Ⓜ

付則 平成27年 4月 1日 改訂

平成28年 1月 1日 改訂

平成28年11月 2日 改訂

平成29年 6月 1日 改訂

以上